

令和6年度 随意契約一覧表(税務部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民税課	個人市民税印字システム改修業務(令和6年度帳票変更対応)	税制改正に伴う印字システムの改修業務	令和6年4月1日から 令和6年6月30日まで (令和6年4月1日)	大阪府中央区平野町2丁目1番2号 共同印刷西日本(株)	1,870,000円	本業務は、本市と当該業者が別途契約を締結している「市税の帳票印刷、印字及び封入・発送業務」(履行期間:令和3年10月1日～令和6年9月30日)に付随して、税制改正に伴う帳票レイアウトの変更及び印字プログラムの改修を実施するものであり、当該業者でなければ履行ができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	市民税課	吹田市基幹システム再構築(税務システム)運用保守業務	吹田市基幹システム再構築(税務システム)運用保守業務の延長保守業務	令和6年4月1日から 令和7年1月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 関西公共第二ビジネス部	61,982,492円	現行税務システムについては、令和6年3月31日で契約期間満了となりますが、新税務システムについては令和7年1月稼働予定となっており、新税務システムが稼働するまでの間、現行システムを利用するため、現行システムの延長保守を委託するものです。現行システムの保守作業については現行の税務システム構築事業者である富士通Japan株式会社でなければ業務を実施することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)
3	市民税課	定額減税対応業務	個人住民税に対する定額による特別税額控除実施に伴う税務システム改修業務	令和6年4月10日から 令和6年12月27日まで (令和6年4月10日)	大阪府中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 関西公共第二ビジネス部	31,900,000円	本市税務システムは当該業者製のパッケージシステム(MICJET)を採用しており、令和7年1月31日までシステム保守契約を結んでいることから、当該業者でなければシステム改修を実施することはできないため (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)
4	資産税課	登記異動処理システムの使用及び保守に関する業務	登記異動処理システムの使用及び保守に関する業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	東京都中央区八丁堀2丁目21番2号 株ダイショウ	7,365,600円	現在運用している登記異動処理システムを開発した業者であり、他社が同システムを使用・保守することが不可能であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)

## 4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

5	資産税課	固定資産評価支援システム運用保守業務	固定資産評価支援システムの運用及び保守に関する業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪市中央区南船場2 丁目3番2号 国際航業(株) 大阪支店	21,120,000円	令和5年度に更新された固定資産評価支援システムを開発した業者であり、他社が同システムを使用・保守することが不可能であるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)
---	------	--------------------	---------------------------	---	--------------------------------------	-------------	---

5月分については対象案件はありません。

## 6月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民税課	住登外システム連携継続に向けたシステム改修等業務	住登外システム連携継続に向けたシステム改修等業務	令和6年6月24日から 令和7年1月31日まで (令和6年6月24日)	大阪市中央区城見2丁 目2番6号 富士通Japan(株) 関西 公共第二ビジネス部	14,461,700円	令和7年1月に新住記システムが稼働予定であるが、引き続き現行住登外システムに宛名情報を連携する必要があるため、現行の住登外システムを改修するものであり、現行のシステム構築事業者である富士通Japan株式会社でなければ業務を実施することができないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)、【物品・委託役務関係業務】カに該当)

## 7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資産税課	令和7年度固定資産税(土地)の価格修正で活用する標準宅地の時点修正業務	令和7年度固定資産税(土地)の価格修正で活用する標準宅地の時点修正業務	令和6年7月22日から 令和6年10月18日まで (令和6年7月22日)	大阪府大阪市西区阿 波座1丁目6番1号 公益社団法人大阪府 不動産鑑定士協会	5,115,990円	本業務は吹田市内の標準宅地について、他の公的土地評価との均衡を図りながら同一時点で鑑定を行うもので、これには単に土地を鑑定評価するだけでなく、都道府県単位の情報交換及び調整を十分行うことも必要であり、吹田市域の地価に精通する不動産鑑定士等に鑑定業務を行わせ、なおかつ大阪府全体での価格の均衡を図ることができるのは(公社)大阪府不動産鑑定士協会以外には見当たらないため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【測量・建設コンサルタント等業務】カに該当)

8～9月分については対象案件はありません。

## 10月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民税課	吹田市市税の帳票印刷、印字及び封入・発送業務(令和6年度下期)	納税通知書等の帳票印刷、印字及び封入・発送業務	令和6年10月1日から 令和7年3月31日まで  (令和6年10月1日)	大阪市中央区平野町2丁目1番2号 共同印刷西日本(株)	単価契約 法人市民税 申告書印刷 1通につき45 円 法人市民税 申告書印字 1通につき9 円 全64項目  執行予定総 額 6,701,882円	令和7年1月に予定していた本市新税務システムの稼働に向け、一般競争入札による業者選定を準備していたが、新システムの稼働が令和7年度以降に延期され、旧システム(従前の帳票)の延長使用を前提に、次期契約の契約方法を見直すことになった。本業務に関しては、①印字システム・データ伝送システム等の構築に一定の準備期間が必要であること、②契約期間が短く、既存のシステムをそのまま使用できる現行事業者には価格面で相当の優位性があるという2点を考慮すると、現行事業者に引き続き業務を実施させた方が、入札に付するよりも経費の節減が確保できる等、本市に有利であると考えられるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第6号、【物品・委託役務関係業務】(4)に該当)

11～3月分については対象案件はありません。